事業者各位

北九州市建築都市局指導部 建築指導課長 彌榮 高広

建築指導課における窓口対応時間の変更(本格運用の開始)について(お知らせ)

平素より、本市の建築行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。 当課では、令和4年度に、別紙のとおり大部分の申請・届出・相談業務で電子申請 (オンラインでの受付)を開始しています。

今後、更なる電子申請の促進、各種申請等に対する審査及び検査、現場対応等を速 やかに行うべく、本年2月から窓口対応時間の変更(試行)を行ってきました。

窓口対応時間を変更したことにより、一定の効果がみられたことから、試行期間後の4月から本格運用に移行します。事業者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

記

1 窓口対応時間

	変更前	変更後
事業者	8:30~17:15	8:30~12:00
市民	8:30~17:	15 (変更なし)

- ※<u>対応時間の変更を知らずに初めて来課される場合や県外など遠方から来られる</u> 事業者で事前に電話等による予約をいただける場合は、<u>午後でも対応が可能</u>です。
- ※<u>窓口対応</u>とは、<u>申請や届出の受付だけでなく、申請書類等に関する相談、修正、</u> 差し替え、受け取り等を含みます。

2 本格運用開始日

令和5年4月3日(月)から

【お問い合わせ】 北九州市建築都市局 指導部建築指導課

TEL: 093-582-2531

電子申請を行っている手続き

令和5年3月24日現在

中高層建築物等及び共同住宅等の建築に関すること	・事前相談・届出の提出・事前説明報告書の提出・専門家派遣制度の申請
福岡県福祉のまちづくり条 例に関すること	・事前相談 ・届出の提出 ・完了報告書の提出
長期優良住宅に関すること	・完了報告書の提出
CASBEE に関すること	・届出の提出(評価確認者が CASBEE 建築評価員の場合 や CASBEE 評価認証を取得した場合のみ)※R5.4.10~ ・完了届出書の提出
	(建築基準法) ・事前相談
建築物の許可、認定及び指 定に関すること	(県条例) ・事前相談 ・「福岡県建築基準法施行条例第4条又は24条 の認定」の審議願及び認定申請書の提出
建設リサイクル法に関する こと	・届出の提出

※電子申請の方法等については変更ありません。

(電子申請をご利用の際には、建築指導課ホームページより最新の様式をダウンロードのうえ、申請をお願いします)